

令和3年6月10日

工種「土木」における細目「水道施設工事」に係る経過措置の終了について

工種「土木」における細目「水道施設工事」に係る経過措置の終了については、令和2年7月17日付「令和3・4年度一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査申請の受付について（お知らせ）」において、次の通り掲載しておりますが、改めてお知らせいたします。

● 工種「土木」における細目「水道施設工事」に係る経過措置の終了

資格区分「工事」における工種「土木」の細目d「水道施設工事」について、許可及び経審を受けるべき建設業の種類を「土木工事業」又は「水道施設工事業」としていましたが、経過措置の終了に伴い、許可及び経審を受けるべき建設業の種類を「水道施設工事業」とします。

ア 許可及び経審を受けるべき建設業の種類

工種名称	細目	細目名	許可を受けるべき建設業の種類	経審を受けるべき建設業の種類
土木	d	水道施設工事	水道施設工事業	水道施設工事業

イ 細目d「水道施設工事」で発注予定の工事

上水道等の施設及び下水処理施設の築造や補修等（防食工事、ろ過池更生工事を含む）を行う工事。

重要

※前述の経過措置終了に伴い、該当案件の入札参加資格についても原則は細目dのみでの発注となります。入札を検討されている場合には、事前に細目dへの登録が必要です。

※令和3・4年度の入札参加資格審査申請（随時申請）について、詳細は申請ガイドをご確認ください。申請ガイドは下記ページに掲載しています。

http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/toroku/t_index.html

担当：財政局契約第一課
電話：045-671-2228